

# 今年に4つの高裁判決が出そろい、裁判の行方はほぼ決まる 全面解決にむけて、ご支援・ご協力を

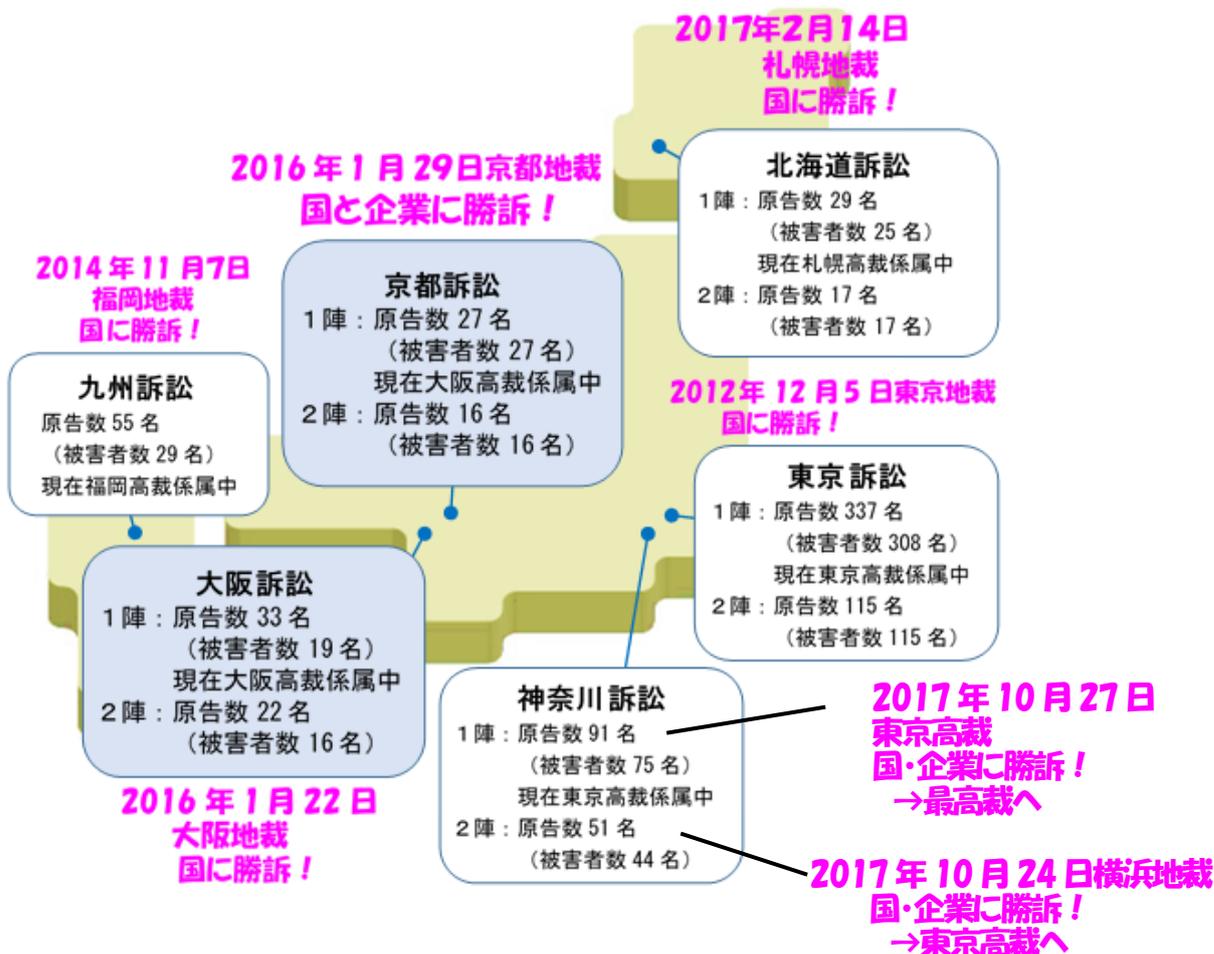
## ～建設アスベスト訴訟の到達点と課題～

弁護士 遠地靖志 (大阪アスベスト弁護団)

### 1 建設アスベスト訴訟とは

- ・建築現場のアスベスト被害の発生について、①国が被害発生防止のための必要な対策を採らなかった(規制権限不行使)、②石綿建材企業が共同して危険な石綿含有建材を製造・流通させたことについての責任を問う裁判
- ・建設アスベスト被害の特徴
  - ・最大のアスベスト被害現場 ※労災認定の約半数が建設関係
  - ・被災現場が多数 ※いつ、どこで、どのメーカーの建材が原因か特定が困難
  - ・重層下請構造 ※一人親方、個人事業主が多い
  - ・建物の新築、改修、解体すべての現場で被害が発生

<訴訟の経過>



## 2 神奈川ダブル判決

### (1) 横浜地裁判決 (2017年10月24日)

- ・国の責任を認める
  - 違法の時期 1976 (昭和51) ~2006 (平成18) 年
  - 違法理由 防じんマスクの使用義務づけ  
警告表示・掲示の義務づけ (独立の義務として)
  - 認容された被災者数 44名中33名
- ・建材メーカーの責任も2社認める
  - 違法時期 1976 (昭和51) 年~製造終了
  - 違法理由 警告義務違反
  - 認容された被災者
    - 左官3名 (ノザワ)、タイル工1名 \*混和材 (テーリング) でのばく露
    - 保温工2名 (ニチアス) \*保温材 (シリカライト) でのばく露
- ・一人親方に対する国の責任は否定

### (2) 東京高裁判決 (2017年10月27日)

- ・国の責任を認める
  - 違法時期 1981 (昭和56) 年~1995 (平成7年)
  - 違法理由 防じんマスクの着用義務づけ
  - 認容された被災者数 75名中39名
- ・建材メーカーの責任も4社認める
  - 違法時期 1980 (昭和50) 年~製造終了
  - 違法理由 警告義務違反
  - 認容された被災者数 大工29名 (ニチアス、MMK、A&AM)  
保温工1名 (A&AM、神島化学、ニチアス)  
築炉・タイル工 (A&AM)

## 3 東京高裁判決の評価される点、問題点

### (1) 評価される点

- ・国の責任を高裁でも認めたこと
- ・市場占有率 (シェア) と現場数から建材の到達 (因果関係) を認めたこと
- ・一人親方の救済においても、ばく露建材の認定でも被災者の記憶を重視したこと
- ・被災者全体で大きな比率を占めていた大工で3社の責任を認めたこと (29名)
- ・国の責任は否定された一人親方・事業主のうち14名について、建材メーカーの責任が認められたこと

### (2) 問題点

- ・国の責任期間が、1981年~1995年の14年間と限定されたこと
- ・国の違法理由が、防じんマスクの着用義務づけに限定されたこと (製造禁止の遅れなどの違法は否定)
- ・一人親方に対する国の責任が否定されたこと

- ・建材メーカーの責任発生時期が、1975年～と遅いこと
- ・改修・解体におけるばく露については、建材メーカーの警告義務を否定したこと
- ・屋根材、外装材等のばく露についても、建材メーカーの責任を否定したこと
- ・吹付材の責任を否定したこと など

#### 4 神奈川ダブル判決の意義

- ・いくつかの点で不十分な点はあるつつも、高裁段階で初めて国の責任を認めた判決であり、国の責任はゆるぎないものになった
- ・建材メーカーの責任についても、京都地裁判決、横浜地裁判決（2陣）に続いて、高裁でも一定の責任が認められた。また、全ての建材メーカーに警告義務違反があったことが認定されたことで、今後の判決でも一層の前進を勝ち取る基礎ができた。
- ・一人親方（事業主）に対する建材メーカーの責任が認められたことにより、一人親方（事業主）の救済の道が開けた

#### 5 建設アスベスト被害の全面解決のために

- ・神奈川ダブル判決、とりわけ東京地裁判決で、建設アスベスト被害救済基金制度の創設、解決に向けた客観的情勢は大きく前進した  
国は逃げ切れなくなり、企業も逃げ切れなくなった  
マスコミも、世論も早期解決を求めている。
- ・ニチアス、A&AMという二大原因企業は未だに動こうとしないが、国が動けば従わざるを得ない。  
企業のなかには、国から基金作りの要請があれば検討すると言明するところも出てきた
- ・早期解決には国をどう動かすかにかかっている
- ・今年は、解決に向けた最重要な一年  
2月9日 大阪高裁（京都ルート）結審 →今秋にも判決  
3月14日 東京高裁（東京ルート）判決  
3月22日 大阪高裁（大阪ルート）結審 →今秋にも判決  
つまり、今年に4つの高裁判決が出そろい、裁判の行方はほぼ決まる

**全面解決におかれて、ご支援・ご協力をお願いします！**